

令和6年5月

令和6年度酪農経営支援総合対策事業
(乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策)

Q&A

(Q1) 本事業は、いつから補助の対象になりますか？

(答) 令和6年度事業を4月1日から着手したい旨の「令和5年度畜産業振興事業の補助金交付決定前着手届」を当団から農畜産業振興機構に提出していますので、当団に交付決定前着手届」を提出すれば、令和6年4月1日から対象になります。

(Q2) 農家指導は毎月行うものでしょうか？

(答) 特に制限はありません。申請された実施計画に従ってください。

(Q3) 農協の職員に支払う指導費は、補助の対象になりますか？

(答) 農協の職員の方の指導費は補助の対象とすることはできます。ただし、本来業務としっかり仕分けて、業務日誌などで管理する必要があります。

(Q4) 指導は検定立会時に行うことができますか？

(答) 行うことはできますが、検定立会に係る検定員謝金及び旅費と本事業に係る指導費及び指導旅費を明確に仕分ける必要があります。なお、経費の補助を別途に受けている場合、本事業においては、経費請求できません。

(Q5) 経費の積算はどのように行えば良いのですか？

(答) 資料「令和5年度酪農経営支援総合対策事業(乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策)事業の実施にあたっての留意事項」及び「畜産業振興事業に係る事務推進費の標準的使用基準について」を参考にしてください。

(Q6) 取りまとめ賃金を申請する際、どのような書類を整備すれば良いのですか？

(答) 業務日誌、出勤簿等を作成、整備、保管してください。

(Q7) 農業高校、畜産センターは補助の対象となりますか？

(答) 補助の対象にはなりません。

(Q 8) 概算払請求は、必ずしないといけないのですか？

(答) 概算払請求は、少額であっても必須です。

(Q 9) 農業生産活動規範については、最近の補助事業では必須になっています。他の補助事業での指導実績や保管資料をもって転用しても良いですか？

(答) 他に実績があれば、その実績をもって本事業の要件を満たしたことにして構いません。

(Q10) 指導旅費（燃料費等）のうち燃料費（ガソリン代）について、資源エネルギー庁の資料を使用しますが、どのくらいの月数のデータを使用した方がよいですか？

(答) 特に〇月間と決めることはしませんが、3か月～半年程度の平均価格を利用して、実施計画を策定するときの単価として、それぞれの検定組合の中で組織決定すればよいと考えてます。

(Q11) Q10 の場合、実績確定は、どうするのですか？

(答) 実績確定は、計画時の単価で確定してください。月別の変動は、年間で考えた時に凸凹で相殺されると考えてください。

急激な価格の変動が生じた時は、補助金交付決定の変更で対応することができますので、個別事例は相談してください。